

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和4年10月14日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、令和5年3月10日から同年4月10日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年3月10日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウォンツ防府松崎店

所在地 防府市南松崎町1630

#### 2 意見の概要

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求める。